

○龍ヶ崎市地域総合整備資金貸付要領

平成9年3月28日

訓令第14号

(趣旨)

第1条 この要領は、龍ヶ崎市地域総合整備資金貸付要綱（平成4年龍ヶ崎市告示第39号。以下「要綱」という。）第24条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域振興民間能力活用事業計画)

第2条 要綱第3条第1項の地域振興民間能力活用事業計画は、龍ヶ崎市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画の方針に即し策定するものとする。

(貸付対象事業の選定基準)

第3条 要綱第3条に規定する貸付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が出資する法人（出資比率25パーセント以上）が実施する事業
- (2) 上記以外の民間事業者が実施する事業にあつては、広域的視点に立って計画的及び総合的に施設を整備する事業であつて、市が重点的に推進する施策と特に密接な関連を有すると認められる事業
- (3) その他市長が地域の振興上特に必要と認める事業

(貸付申請書の提出部数)

第4条 要綱第14条に規定する地域総合整備資金借入申込書等の提出部数は、17部（正本2部及び副本15部）とする。

(貸付けの決定等)

第5条 要綱第14条の規定により地域総合整備資金借入申込書等が提出されたときは、当該事業を貸付対象事業とすることの適否について、別に定める龍ヶ崎市地域総合整備資金貸付制度運営会議（以下「運営会議」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により貸付対象事業とすることが適当と認められたときは、関係部課等との協議により地域振興民間能力活用事業計画を策定するとともに、要綱第15条第2項の規定により一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）に当該貸付対象事業についての

総合的な調査及び検討（以下「財団調査等」という。）を依頼するものとする。

- 3 財団から前項の規定による財団調査等の結果の報告があったときは、当該報告を参考に貸し付けることの適否について、運営会議に諮り、決定するものとする。
- 4 貸付けを決定したときは、要綱第16条の規定により申込者に貸付決定の通知をするとともに、要綱第23条の規定により、当該地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。
- 5 前項の規定により償還金の徴収事務を財団に委託したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により徴収事務を財団に委託した旨を告示するとともに、当該貸付事業に係る地方債の発行についての起債協議その他所要の事務を行うものとする。

（庶務）

第6条 この要領に関する事務は、総合政策部企画課において行うものとする。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が茨城県及び財団と協議の上定めるものとする。

付 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成12年1月20日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年10月20日訓令第15号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成23年4月14日訓令第52号）

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成23年12月19日訓令第71号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月10日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年2月28日訓令第7号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月13日訓令第4号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。